

地中電線路近接工事に関する遵守事項

現場周辺には、**地中電線路（管路・マンホール・ハンドホール・洞道・洞道付帯設備）**が埋設されていると心得え、施工をお願いします。

当社からお伝えする埋設物の位置は、おおよその位置のため、貴社責任において、**施工前に試掘を行い**、埋設位置確認を実施してください。

工事は、「建設工事公衆災害防止対策要綱 土木工事編」等の関係法令に基づく他、以下の事項を遵守のうえ、注意して施工してください。

○具体的遵守事項

（舗装割取）

- ・刃先の長い**アイオン等は、地中電線路の土冠りが0.7m以上の場合にのみ使用可**とします。
- ・金蓋、ハンドホールの**周囲0.2m以内は、電動チップパーを使用**してください。
ブレーカー、バックホー、アイオン等の使用は禁止とします。
- ・車両総重量25t（25tダンプ等）の建設車両を影響範囲内へ進入させる場合は、**鉄板養生等の処置**を講じてください。
- ・作業中に露出する金蓋・ハンドホールは、**建設車両で乗り上げない**でください。

（試掘調査および掘削（本工事））

- ・本工事前に、**試掘（裏面参照）により地中電線路の位置（平面、深さ）、構造を必ず確認**してください。
- ・原則、**手掘り**により設備位置、構造の確認を行ってください。
- ・試掘結果および手掘りや探査棒等により、埋設物がないことを確認した範囲において機械掘りを可能とします。
- ・地中電線路の**周囲0.5m以内の掘削は、機械掘りを禁止**とします。ただし、機械を使用して掘削土の搬出は可能とします。
- ・試掘結果は、**道路上に埋設物の種類、位置、深さをマーキング**する等、必要な措置を講じてください。
- ・試掘結果は、埋設物の種類、位置、構造物の詳細を**記録し、本工事時に工事関係者に注意喚起**してください。
- ・地中電線路付近の矢板建込時は、**目視や探査棒にて必ず地中電線路の有無を確認**し、接触しないよう施工してください。
- ・**当社地中電線路との標準離隔（裏面参照）を確保**し、埋設物を施設してください。
- ・**標準離隔の確保が困難な場合は、当社へ連絡し施工方法について協議**をお願いします。
- ・埋設表示テープの撤去および復旧は工事施工者にて実施してください。なお、復旧に必要な埋設表示テープは、当社から提供いたします。
- ・**万が一地中電線路を損傷させた際は、速やかに当社へ連絡**してください。
- ・不明埋設物を発見した場合は、速やかに当社へ連絡いただくとともに、埋設物管理者が判明するまで割取しないでください。

（防 護）

- ・地中電線路下部を掘削する等、防護工事が必要な場合は、**防護方法を当社と協議のうえ実施**してください。
- ・吊防護設置時は、地中電線路を受ける受桁が入る部分の**すき取りは最小限**としてください。
- ・地中電線路下部のすき取りは、**吊防護が完了してから全体をすき取る**ように施工してください。
- ・防護材（吊材、受材）は**事前協議した内容で施工**をお願いします。
- ・露出した地中電線路付近での作業時は、注意喚起用ストッパー等の**接近禁止標識を設置**してください。
- ・吊防護期間が1ヶ月以上となる場合は、**点検通路の確保および名称・企業名・連絡先を記入した**表示板を取付し、工事関係者等に注意喚起してください。
- ・事前協議した内容で施工が困難だと判明した場合は、再度、防護方法の協議をお願いします。

（埋戻し）

- ・地中電線路付近は、**川砂（または洗い砂）等の良質土**で埋め戻す。
- ・地中電線路下部については、沈下により地中電線路を損傷させないように、**十分な水締めと入念な突き固め**を実施する。

（杭打、ボーリング、建柱、推進、シールド、薬液注入）

- ・杭打、ボーリング、薬液注入などは計画書を作成し、**当社と協議のうえ実施**する。
- ・試掘時に**目安板やガイドパイプを設置**する等、必要な措置を講ずる。

（周知徹底）

- ・遵守事項・埋設物の位置および協議内容は、**責任者（監督者）はじめ作業関係者全員に周知**する。
- ・**工事範囲・工法・当社との協議内容に変更が生じた場合は、すみやかに当社へ連絡**する。
- ・**工事中、地中電線路に異常を認めた場合は、速やかに当社へ連絡**する。
- ・立会が必要な場合の連絡は、早めをお願いします。なお、土・日・祭日および12/29～1/3の立会は、**2営業日以上前に連絡**をお願いします。

工事は施工者の責任となります。

また、事故発生時の損害賠償などの責任は、施工者側のものとなりますのでご注意ください。この場合、被害を受けたお客さまに対し、承諾を得ずに施工会社名などの情報を提供させていただきます。

[裏面]

地中電線路との標準離隔距離

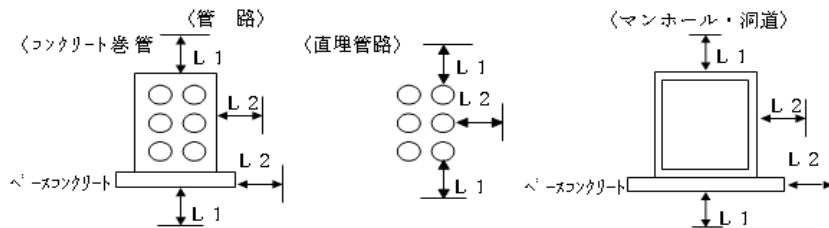
[単位=mm]

他企業埋設物		標準離隔距離	
		地中電線路 交差 (L1)	平行 (L2)
上水	φ400以下	300以上	300以上
	φ500以上		600以上
下水		150以上	300以上
NTT		600以上	
		耐火性の離隔を設けた場合 300以上	
ガス	鋼管以外	100以上 (名古屋市150以上)	250以上 (名古屋市300以上)
	鋼管		500以上
道路構造物		300以上	300以上

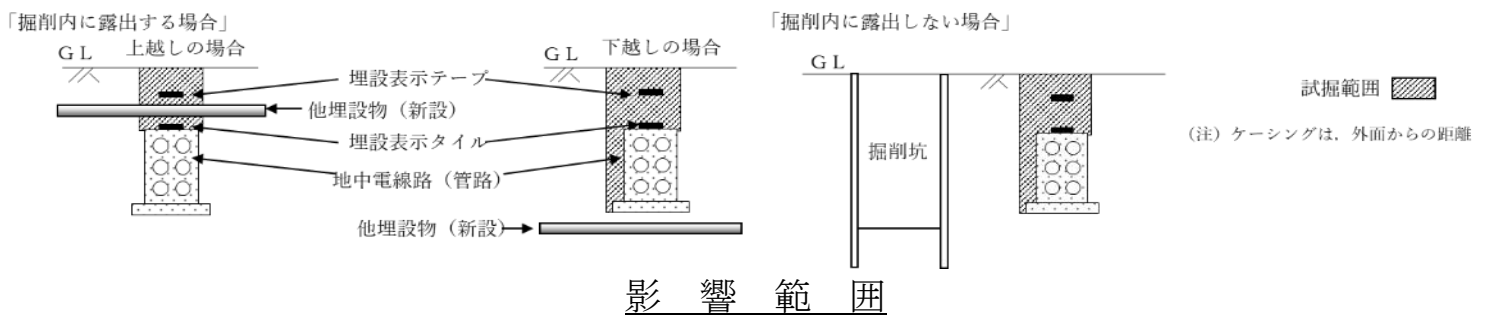
注：標準離隔を確保できない場合、中部電力パワーグリッドの承認を得て、適切な防護処置を講ずること。

[単位=mm]

施工工種	標準離隔距離 (L1、L2)
杭打・ボーリング	300以上 杭外面（オーガ外面）と当社構造物との離隔が1m以内となる場合は、当社構造物を露出させ打設することを原則とする。
建柱	500以上
推進・シールド	500以上かつ1D以上（D=外径）
薬液注入	500以上 当社構造物の周囲1m以内は、ロッドの回転による削孔を禁止する。ただし、試掘時にケーシングパイプを管路下端まで埋設し、影響が無いように施工する場合はこの限りではない。



試掘調査による当社設備の埋設状況の確認方法 【試掘方法例】



影響範囲

防護工事の対象となる地中電線路の範囲は、原則として掘削坑内および掘削坑両端において掘削底面より垂直線に対し45度の範囲（影響範囲）とする。
ただし、この影響範囲は、工事の施工方法および土質により変えることができる。

